八　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

第五条第二項中「第四条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第六条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　放射性汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

三　放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定する確認に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

第六条第一項第四号中「施行規則」を「放射性物質汚染対処特措法施行規則」に改め、同項第五号中「（放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物をいう。次号において同じ。）」を削り、同項第六号中「（同法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）」を削る。

第六条第一項第八号の次に次の一号を加える。

九　前各号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

第六条第二項中「第八号」を「第九号」に改める。